**合併等により新たに設立された会社等で申請をされる方へ**

　合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格審査の申請をされる場合、以下のと

おり審査を行います。

**１．合併等により新たに設立された会社等の定義**

　①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（「合併新設会社」）

　②合併により、その一方が存続した場合における存続会社（「合併存続会社」）

　③親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

　④新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（「承継譲受会社」）

⑤既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（「譲受業者」）

**２．申請手続**

　　合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格の申請をされる方は、合併等に係る契約書の写しと、合併等前の各会社等の経審を添付して申請して下さい。

　　なお、令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている合併存続会社及び譲受業者の合併等前の各会社等で、再度の申請を希望する場合については、再度の競争参加資格審査の申請をすることができます。

　　また、合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格の申請をされる場合で、従前の競争参加資格の等級決定を変更又は取り消す必要がある会社等については、別紙第8号様式「競争契約参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

**３．資格の有効期間**

　　当該参加資格を付与された日から令和9年3月31日までとなります。